

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
第 2 章 工事現場管理 等安全管理 p.3	<p><b>2-2-1 工事現場管理</b></p> <p><del>1) 請負人は、土木工事安全施工技術指針 (国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 29 年 3 月)、建設機械施工安全技術指針 (国土交通省大臣官房技術調査課長及び総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月一部改正) 及び JIS A (斜面・法面工用仮設設備) を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて請負人を拘束するものではない。</del></p> <p><del>2) 請負人は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</del></p> <p style="text-align: center;">(一中略一)</p> <p><del>15) 請負人は、可燃性ガスが湧出する若しくは湧出する可能性があるトンネル工事等において、冬期体工等の解除時に以下の各号の規定によらなければならない。</del></p> <p><del>① 請負人は、坑内等の可燃性ガス濃度と酸素濃度の測定を行い、安全性が確保されたことを確認してから入坑等すること。</del></p> <p><del>② 請負人は、坑内換気設備等の起動は、坑外等の安全な場所から行うこと。</del></p> <p><del>③ 請負人は、「可燃性ガスが発生している」という前提で、関係法規・指針等に基づいた適切な設備の設置・使用・運用を行うこと。</del></p> <p><del>④ 請負人は、可燃性ガスが発生していることを常に意識し、安全に工事を行うことを作業員も含め徹底すること。</del></p>	<p><b>2-2-1 工事現場管理</b></p> <p>「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-32 工事中の安全確保」による。</p>	